輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて

平成8年4月17日蔵関第336号

改正 平成11年9月27日蔵関第750号

改正 平成12年3月31日蔵関第235号

改正 平成13年9月25日財関第782号

改正 平成18年12月28日財関第1580号

改正 平成20年10月9日財関第1146号

改正 平成22年2月17日財関第163号

改正 平成23年8月10日財関第901号

航空貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条の２第2項ただし書及び関税法施行令（昭和29年政令第150条。以下「令」という。）第59 条の4第1項第3号の規定の適用を受ける航空貨物の取扱いについては、｢輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22 年2月12 日財関第142 号。以下「通達」という｡）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成８年４月25日から実施することとしたので、了知されたい。

記

１．対象貨物

令第59条の4第1項第3号の規定による到着即時輸入申告扱いの適用を受ける航空貨物は、航空貨物が到着する税関空港を管轄する税関官署等に、輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して予備申告を行ったもののうち、通達第1章第3節3―3に規定する航空貨物輸送証の情報（以下「AWB情報」という。混載貨物については「HAWB情報」という。）又は航空機の到着確認情報が登録される前に審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類審査扱い（区分2）で審査が終了している貨物とする。

なお、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの対象とはならないので留意する。

⑴　通達第5章第7節7―1に規定する予備申請

⑵　法第70条第2項（他法令の確認）の規定に基づき、他の法令（例えば、家畜伝染病子防法等）の規定により輪入に関して検査又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受ける必要のある貨物（ただし、予備申告の時点でこれらの証明を行うことができる場合にはこの限りでない。）

2．予備申告

⑴　予備申告事項の登録

到着即時輸入申告扱いの適用を受けようとする貨物（以下「到着即時輸入申告扱い対象貨物」という。）に係る予備申告を行う場合は、当該予備申告を行う者（以下「通関業者等」という。）に、当該予備申告に先立ち、通達第5章第7節7―1に準じて予備申告に係る事項の登録を行うことを求める。

この場合において、輸入申告の予定日及び貨物情報を所定の欄に入力させることとする。

⑵　予備申告

到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告は、前記⑴により予備申告に係る事項の登録を行った後に、所定の欄に到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る予備申告である旨の申告条件コードを入力のうえ、通達第5章第7節7―2に準じて予備申告の登録をすることにより行うこととする。

３．輸入申告

⑴　税関空港で貨物を引き取る場合

イ．前記2の⑵により行われた予備申告に係る輸入申告は、AWB 情報（混載貨物については、AWB 情報及びHAWB 情報をいう。以下「AWB 情報等」という。）が登録されたときに行われる

ロ．税関官署の開庁時間外にAWB 情報等の登録業務が行われた場合には、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告を行うこととなるので留意する。

なお、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合には、この限りではない。

⑵　航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合

イ．航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合には、当該場所まで法第63条の規定に基づき保税運送を行うことを求めるものとし、その手続については通達第2章の貨物管理及び第3章の保税運送関係によることとする。

ロ．前記2の⑵により行われた予備申告に係る輸入申告は、貨物が航空貨物の集積場所に向けて搬出され、AWB 情報等及び搬出確認情報が登録されたときに行われる。

ハ．税関官署の開庁時間外にAWB 情報等の登録業務が行われた場合には、翌日（行政機関の休日を除く。）の官庁の執務時間の開始時刻に自動的に輸入申告が行われることとなるので留意する。

なお、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合には、この限りではない。

⑶　次のイからハのいずれかに該当する場合には、貨物が保税地域に搬入され、貨物確認情報が登録されたときに、自動的に輸入申告が行われることとなるので留意する。

イ．書類審査扱いでAWB 情報等又は貨物確認情報（混載貨物については、混載貨物確認情報）が登録される前に審査終了入力が行われない場合

ロ．検査扱いの場合

ハ．AWB 情報等の登録前に貨物確認情報（混載貨物については、混載貨物確認情報）が登録された場合

４．輸入許可

⑴　輸入申告後、申告の内容とAWB 情報等の登録内容が一致した場合には、納付すべき関税及び内国消費税（以下「関税等」という｡）がない場合、納税方式が専用口座振替方式若しくはリアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワークを利用する方法（以下「MPN 利用方式」という。）によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可となる。ただし、口座残高不足の場合又は直納方式若しくはMPN 利用方式によるものであって納期限延長制度が適用されない場合については、関税等の納付が確認されたのちに輸入許可となる。

なお、航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合は、貨物が当該航空貨物の集積場所に向けて搬出された際に輸入許可となるので、通達第3章第2節2―1に準じて、発送手続を行うことを求めるものとする。

⑵　輸入申告後、申告の内容とAWB 情報等の登録内容に不一致事項がある場合には輸入の許可が保留されるので、輸入申告又はAWB 情報等の登録内容の訂正を行うことを求めるものとする。

なお、予備申告で審査終了を行っている場合には、再度、審査終了入力が必要となるので留意する。